

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

株式会社ジー・キューブアドバンス

当社では常用雇用の正社員を派遣する「特定派遣事業」を行っております。
平成24年10月1日より労働者派遣法の改正に伴い、マージン率を公開することが義務付けられました。

内容は以下の通りです。

2023年度（2023年4月～2024年3月） 実績

- ・派遣労働者の数 12名
- ・派遣先の数 1社
- ・マージン率 41.0%
- ・派遣料金の平均額（8時間/日） 30,217円
- ・派遣労働者の賃金の平均額（8時間/日） 17,789円

※マージン率の中には次の項目が含まれております。

- －派遣労働者の雇用主として会社が負担する社会保険料（健康保険・厚生年金保険）
- －派遣労働者の雇用主として会社が負担する労働保険料（雇用保険・労災保険）
- －資格取得支援や社外研修等の教育実習費
- －健康診断、福利厚生費
- －営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- －オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- －営業利益 等

・教育訓練について

当社では、社員のスキル向上のため、以下の研修を実施しています。

- ・規程・方針教育（入社時）
- ・ビジネスマナー研修（入社時）
- ・資格取得研修
- ・マネジメント研修

※全て労働者の費用負担なし

・キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口）特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 福本俊和
電話番号 0790-48-2473

・派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年5月31日）

労使協定の範囲（製造・メンテナンス業務に従事する従業員）